

公葬形式をめぐる神仏の抗争

——靖国神社国営化問題に関連して——

中濃教篤

公葬神祭の論争

靖国神社法案の国会提出をめぐる賛否両論は、現在もなお激しく続いている。そこで本稿では、敗戦前に大きな問題となつた戦死者の公葬は仏式でなく神式にすべきだとする動きと、これに対し、さまざまな反論、反対運動を行つた仏教集団の動向について紹介し、靖国神社、伊勢神宮はじめとする神社が国家管理のもとにおかれていた国家神道体制下で「信教の自由」がどのように侵かされたか、また侵かされようとしたか、そのため仏教徒がどのような苦しみをなめたかをありかえつて見たいと思う。

昭和十二年頃、神道にこつっていた徳重三郎が、日蓮の遺文に不敬な箇所があるので、これを削除すべきであるとい

うこと、マンダラに天照大神が勧請されているが、これは不敬であるなどと称し、いわゆる遺文削除、国神勧請抹消問題に火をつけ、他方翌年には、清水梁山の教学を導き手として「天皇本尊」を唱える皇道仏教行道会の結成などがあって、惟神道のもとに仏教をいちだんと従属させようとの動きが強まつた。これは本宗に関連したものであるが、このほかにも下中弥三郎が中心となつていた信仰新体制協議会なるものが、すめらみことの信仰確立、既成宗派の解消を主張したり、浅野一翁が神道を国教として確定し、既成宗派を解体せよと叫んで国教奉戴会と称する団体を組織し、田中武は国教宣揚連盟を結成してこれまで惟神道の国教化、仏教、キリスト教の抹殺を主張するなど、いわゆる国体明徴運動に便乗した動きが活発化した。

こうした国内情況の中で、昭和十六年六月に開催された

第一回中央協力会議なる會議の席上、国学院大学教授の松永材、下中弥三郎からそれぞれつぎのような議案が提出され、これに対しても佛教擁護の立場から長井真琴が、「我国文化と密接不離の關係にある日本佛教に対し廢仏棄釈的言動をなすは一億一心の体制を阻害するものなり」として反駁し、やはり後記のような議案を提出した。

敬神崇祖を一体化する件 松永材

現在では敬神と崇祖とが多く分離し、公葬までが仏式で行はれることがある。これは國体に悖る。七生奉皇の觀念は敬神と崇祖とが一体になることによつて強化される。天国や彼岸の思想は惟神道ではない。死して彼岸に往くが如き教理は愛國心や敬神心を薄弱化する。氏神の祭と祖先の祭とが一致しなくてはならぬ。この件は信教の自由と直ちに抵触するものではない。葬儀は一つの儀式であつて信教ではないと思ふ。

若し抵触するならば靖国・護国神社は如何？ 又若し抵触するとならば学校で敬神崇祖を教へることも國体觀念を養生することも問題となる筈である。

これに対し、長井真琴は

提 案 理 由

この松永の論法は、そのまま戦後三十年の今日、これまで国会に「靖国神社法案」が提出されるについて、その推進論者が主張してきた内容と極めて共通する点に注目しておく必要がある。

公・祭葬式の国定 下中弥三郎

靖国神社合祀せらるる戰死者の葬式を仏式にて営むはよろしからず。私葬祭の場合はともかく、公儀の葬祭は神式に依らしむべし。

建 設 案

公葬祭令を制定すると共に明治十五年一月二十四日内務省達乙第七号丁第一号を廃止す。

ここで下中が指摘している内務省達とは、「神官の教導職兼補を廃し、葬儀に関与せざらしむる件」の「自今神官ハ教導職ノ兼補ヲ廃シ葬儀ニ関係セサルモノトス此旨相達候事、但府県社以下神官ハ当分從前之通」（乙第七号）といふものと、「神官と教導職兼補廃止の件」（丁第一号）で、前者は府県への通達、後者は神宮並びに官國幣社神官宛のもので通達内容は全く同じものである。要するに神官が葬儀に關係してはならないという政府の通達を廃止し、佛教側が、この通達を口実に反対することを防止しようとたくらんだものである。

国民の宗教的信念を尊重することは時局下最も重大大事の一なりと信ず、されば一千有三百年に亘り我國文化と密接不離の關係にある日本佛教に対して廢仏棄釈的言動を以て忠良なる佛教信者の淨心を擾乱し一億一心の体制

を阻害することとなきを要す。

建 設 案

大政翼賛会は右の趣旨に従ひ政府当局をして時局下矯激なる排他的言動を取締らしめ国民をして穩健中正なる宗教的信念を以て臣道実践を徹底せしめんことを期すべし。

と提案し、神仏の対立は激化し、仏教側は「その実践的領域において長き伝統を有する仏教が他の文化的要素よりも一層根源的なることに對し、どうでもその向うを張らねば氣の済まぬ神道家が焦慮する所に自らなる相剋摩擦を発生せしむ」るものだと批判し、神道側は「国民の国体的自覚、意志を反映してこれを正しく指導し、皇国民信仰の本来の姿に還元せしめんとする神道家の努力に対し、旧來の誤れる慣習的伝統を存続せしめんとする仏教家自身の焦慮策謀こそ神仏相剋の原因なり」とやりかえす情勢を生んだ。

こうした神仏の対立抗争は当時の政府にとつても頭痛の種であつたらしく、敬神崇祖の精神を高め國体觀念を明徴ならしむるのが國民教化の根本であり、惟神の大道に沿い、神社を中心とする國民生活を強めることが要務とはいつても、「總力戦」を求められている現在、國內での相剋摩擦は「聖戦」の完遂を妨げ、敵国の謀略に乗せられるおそれがあると案じながら、内務省警保局では「然し乍ら仏

教者が徒に旧慣伝統を陋せむことに狂奔し、或は自ら当局に目覚めて時代相応の教學刷新を行はむとする一部の仏教者を目して曲学阿世なりとなし以て之を誹謗攻撃するが如き偏狭頑迷なる態度は黙過し難く、殊に僧侶が神官の出席する聯組常会に加入せず、若は神官が僧侶を嫌忌して之に出席せざる等の事例最近漸く増加の傾向にあるは治安保持上看過放任し得ざる事象なりと謂ひ得べし」とし、暗に「教學刷新」という仏教教學の惟神大道、神道への融合、屈從の方向に積極的な支持の姿勢をしめしたうえで、「本問題に対しては、(一)徒なる排撃運動乃至暴行脅迫等非合法手段に依る排撃運動は之を取締ると共に、(二)何等不純の動機に基くことなく又真に仏教々学の刷新を目的とする合法妥當なる攻撃運動は之を黙認すること(時宜に依り適當なる指導を加ふるも可なるべし)(三)仏教者にして排撃運動に对抗する為不穏の言動に出で若は飽くまで誤れる旧來の教説を固執せむとして仏教界内部に抬頭しつつある教學刷新の風潮を阻害するが如きものあるときは適宜指導取締を加ふること、(四)神仏相剋の気運をいたずらに煽り若は之を利用して宗教界の混亂を招来せむとするが如き不穏策動に対しては厳重取締をなすこと」(註)などの方針をあげ、これに準拠して查察取締りの要があると論じてゐる。

(註) 内務省警保局保安課『特高月報』昭和十六年六月

「教学刷新」の意味するもの

ここで多少脇道にそれるが、「教学刷新」と官憲側が呼ぶところの宗教の教義内容にまでおよぶ巧妙な圧力について、本宗に関連した一例を紹介しておきたいと思う。

それは、皇道仏教行道会の梅原錦三郎外三名が、昭和十五年九月に立正大学々長清水竜山他六名を不敬罪で警視庁に告発するという事件を巧みにとらえた警視庁は、翌十六

年六月に、右被告発人全員と日蓮宗管長（望月日謙）、行道会首導（高佐貫長）らに対し、（一）久遠本仏に対する觀念、（二）天照大神と久遠本仏との關係、（三）久遠本仏と歴史上の釈尊との關係、（四）マンダラに國神勸請の注意など四項目の質問状を発した。これは表面上は、告発の内容を検討するためとされようが、実質的には、暗黙の圧力であったことは、「特高」資料でつぎのように記録されていることからも推察できよう。「同派にありては、右警視庁の質問状に接するや周章狼狽、数次に亘る協議会を開きたる結果七月上旬漸く成案を得て一応答申する所ありたるが、猶幾多明確ならざる点あり、同月下旬再答申方を求められたる為或は再三当局を訪問して意図を探り、或は宗内教學機關を動員して慎重審議を重ねる等の醜態を繰返したる結果漸く答申書を提出するに至れる模様なり」。ここでいわれている「明確ならざる点」とは、官憲側から見て明確でないと

いうことで、とりもなおさず国体、天照大神、天皇との関係で当時の政治権力が納得できないということである。とすれば、彼らが納得できる内容にせよと強要していることに他ならない。そうした経過のもとで警視庁に提出された答申とはつぎのようなものである。少しく長文に渡るが参考のため記しておこう。

警視庁の質問に対する日蓮宗管長の答申書

一、久遠本仏に対する觀念

久遠本仏は無始久遠の元初に於て宇宙法界の真如に一如契合せる智悲円満の覚体にして仏典中に説く所の一切の仏は悉くこの本仏の垂迹示現ならざるはなく、久遠劫來無終の未来に亘て教化利導暫くも止むことなき、三世常住不生不滅の本仏なり。……

二、天照大神と久遠本仏との關係

天照大神は天壤無窮の皇統を大日本國に垂れて惟神の國体を嗣ぎ、宏大無辺の神徳を歴代天皇の御身に具現して万民歸一の根元を奠め、顯幽一体の稟威を八紘に光被して万邦協和の大道を示し給ふ絶対無上の神格にましまし、その御威徳は啻に我が久遠肇國の民族史上に赫々たるもののみならず八紘一字の皇謨実現の曉に於ては、世界全民族の共に景仰し奉るべき所にして、皇國臣民の等しく尊崇し奉るべき唯一絶対最高中心の御神靈なり。天照大

神と久遠本仏との関係は、皇道と仏教との関係に於て明かになり、皇道は天皇の知しめす絶対無上の大道なり、仏教は臣民の信仰する宗教なり、皇道は大政にして仏教は翼賛奉公の教法なり、然るに天照大神は皇道の御本体にして本仏は仏教の經典中に説かれたる諸仏の本地身なり。之を要するに、久遠本仏の思想は仏典中に散説せる一切の諸仏を其中心に統一して、大仏法界の体系を確立し其の思想の敷衍し帰納する所は、天地万有の実相は悉く全体即中心、中心即全体にして、全体は必ず中心に帰一して生成発展することを象徴し、是に依て人には靈性、家には祖先、国には君主の中心に帰一することを教へ、皇國に在りては普天率土悉く天皇と天照大神に帰一し奉るべき大義名分を顕揚し且つ天に二日なく地に二王なきを以て十方世界の万邦は将来必ず皇國日本を中心として八紘一宇の皇謨に帰一することを教ゆるものに外ならず。是を以て宗祖日蓮は肇国の本義に鑑みて法華經の開顯統一の深旨を開き、皇道帰一、忠孝一本の大義を宣揚し「我ガ日本國ハ一閻浮提ノ内月氏漢土ニモ勝レ八万ノ國ニモ超ヘタル國ゾカレ」「世ヲ安ンジ國ヲ安ンズルヲ忠トナシ孝トナス」立正安國の宗旨を立て法華經の久遠本仏の思想を以て大日本國体を景仰し、不惜身命の信念を以て翼賛奉公臣道実践を期するに在り。

四、曼荼羅に國神勸請の注意

第二項にも示せる如く法華經の中心統一の教意は、日本國に於ては天照大神に帰一し奉ることを教ゆるものなれば、御両神を曼荼羅の中柱に勧請し奉り、皇國万民帰一の中尊を明示して敬神崇祖の信念を涵養し、併て御両神の御加護を仰ぎ、廣宣流布の大願成就を期するものなり。

この答申書を一見してわかることは、官憲の圧力に屈しながら、なおかつ教學の伝統的解釈を少しでも守ろうといふ苦心が窺われるという点である。皇道は天皇による絶対無上の大道だといい、仏教は臣民の信仰する宗教であり、前者は「大政」で後者は「教法」だとして、皇道と仏教とを分別しながらも、逆に天照大神と本仏とを対等視してしまうという矛盾を侵かしているのもそれである。もちろんこれは王仏冥合論から導出されたものといえようが、「法華經の久遠本仏の思想を以て大日本國体を景仰し」たのが宗祖だというのでは「汝早く信仰の寸心を改めて速かに實乗の一善に帰せよ」とされた「立正安國論」の國家諫曉の精神は生かされなくなる。換言すれば「景仰」ではなく、「諫曉」でなければならない筈である。

この「教學刷新」なるものについてのもう一つの例を真宗本願寺派の「聖典肅正」問題を見ておこう。真宗本願寺派は、昭和十四年六月、龍谷大学教科書『真宗要義』のなかに不穏字句ありとして文部省当局から改訂を命ぜられた

ことから、先走つてこの「真宗要義」だけでなく聖典中に問題を惹起すると思える字句の拝読引用を避けることとし、一応五十三ヵ所を抽出、検討の結果十三ヵ所に整理「聖教拝読の心得」なるものにまとめ、極秘裡に布教会役員などに頒布した。これが外部に洩れ、贊否両論がやかましくなった。その反対者のいい分は、「右蕭正は宗務当局が一部の軍部、官僚の圧迫に屈伏してこれに阿諛迎合したる曲学的措置にして、我等はあくまで宗祖の法燈に殉じてかかる当局の措置を排撃する」「政府の一官吏の言に懼れて聖典を改ざんせんか其の結果は憂慮すべきものあり。即ち外濠を埋めて遂には内濠も埋めらるる結果となるは必定」「この問題は要するに天皇様につくか、阿弥陀様につくかの問題である」などにあつた。しかし、当時の国内情勢のもとでは、殘念ながら反対意見よりやむなしとする贊成意見が上まわり、信仰的信念を貫こうとした者も、遂にしおぞけられるにいたつた。

ここに「聖教拝読の心得」の一部分を記せば、

一、(イ)教行信証行卷の「是以帰命者本願招喚之勅命也」

(ロ)教行信証信卷の「招喚諸有群生之勅命」

(ハ)淨土文類聚鈔の「奉持如來教勅」

(ニ)同上の「超攝易往之教勅」

(ホ)同上の「招喚諸有衆生之教勅」

右の中の「勅命」「教勅」は引用の際は「恩命」若く

は「教命」となし、「恩命」「教命」若くは「おほせ」と拝読すること。

二、教行信証化卷の「菩薩戒經言、出家人、法不向國王礼拝、不向父母礼拝……」は引用若くは拝讀せざること。

四、(イ)教行信証流通分の「主上臣下背法違義成忿結怨」

(ロ)御伝鈔下卷の「主上臣下法にそむき義に違しいかりをなしあたをむすぶ」

右二文は空白とし引用若くは拝讀せざること。

十一、高僧和讃二首

(イ)源空勢至と示現し

あるひは弥陀と顯現す

上皇群臣尊敬し

京夷庶民欽仰す

(ロ)承久の太上法皇は

本師源空を帰敬しき

ひとしく真宗に悟入せり

右の和讃は一般に拝讀せざること。
これは、本宗における遺文削除問題と基を一にするものといえる。

公葬をめぐる神仏の対立

このようないわゆる「教學刷新」を各宗がせまられるという歴史過程をへて、昭和十八年になると各地方で公葬式論は、論議の段階からしだいに現実的具体的行動を生み、ここでもまた神仏両者の対立抗争が激化してくる。

先づその例を島根県大原郡海潮村に見るとしよう。この村の村長（大本信者）は、昭和十七年十二月に開催した村常会で、彼がかねてから主張していた「英靈」公葬は神式によるとの考え方を充分の討議もなく決定した。これに対し同地の仏教奉公団が批判を強めるという事件があつたが、昭和十八年四月、憲兵大尉佐藤角一郎の遺骨が帰還すると村長はその遺族を呼び談合を行つた。遺族は本心では仏式葬を希望しておりながらも、村長からの説得もあって村葬については神式に同意し、その旨を菩提寺の住職に伝えられた。これを聞いた住職は「神式で執行するのなら位牌や仏の掛軸は不用だから持ち帰える。五十日祭が済めばまた礼拝に来るが魂は抜いて帰える」として位牌などを持ち帰つたため、村当局と遺族、住職の間で話し合いがもたれることとなつたが、席上遺族から故人が生前「戦死の場合村葬は仏式に依り執行されたい」旨を遺言していたとの発表があり、村長も仕方なく仏式葬を認めたというのである。これに類似した例を佐賀県にも見ることができる。佐賀

県藤津郡古枝村の村長は同村内の県社祐徳稲荷神社の氏子総代であったこともあり、戦死者の公葬は神式に依るべしとの主張をもつていた。そこで昭和十八年七月開催の村委会にこの旨を提案可決、その後の村葬は神式で執行してきたが、同年十月、同村に戦死者の遺骨三体が帰還することとなり、この公葬がやはり神式でなざされる予定なることを聞いた藤郡五丁田村の寺院住職は村長を訪ね、「公葬の神式執行は仏教信者多き古枝村在住遺族の意志に反する。然も本年（昭和十八年）三月、帝国議会に於て関係遺族の意志を尊重して公葬は執行すべき旨軍部当局の弁明ありたる外、県当局よりも其の旨通牒ありたるを以て宜しく遺族の意志を尊重せられたい」と交渉したが、村長はあくまで神式執行を主張し物分れとなつた。

このようなケースは昭和十八年頃になると数多く見受けられるようになる。この限り「公葬」の取りあいといつた次元の低い争いに見えるし、そうした面を否定出来ないところもある。しかし、その背景には見逃しえない大きな問題が含まれていることもまた事実である。というのは、公葬神式論は前述したように惟神の大道宣揚運動と密接不可分に結びついて出来たものであるということ、しかも神道（社）は宗教にあらず国民すべてが崇敬すべきものとされながら、本質的に宗教であるからこそ、地方において仏教対神道の葬式の争いという現象を生まざるをえなかつた

ということである。

もちろん当時の支配権力側は、たてまえ上「信教の自由」が帝国憲法で明記されていることと、神道を宗教次元に落し込んでは天照大神の權威を低めることにもなるので、こうした問題への深入りは慎重に避けながら、巧妙な操作を行つていたことはいうまでもない。このような意味からあえて、以上のような戦争中の公葬問題をめぐる具体的な事実を紹介したのである。したがつて前述の点は充分に注意しておかないと、今日われわれが「靖国神社法案」を批判することも、敗戦前におけるこうした現象面に見られる宗教間の繩張り争いのように次元の低いものと受けとられる危険性が生ずる。そこでわれわれは敗戦前におけるこのような具体的な問題をも参考にしながら、大所高所から「靖国神社法案」なるものの内容や背景を学び批判して行かなければならぬと考える。

「英靈」の靖国祭祀と寺院

以上のような観点を明確に把握することを条件としながら、敗戦前における靖国神社と仏教（寺院）との「英靈」をめぐる関係について、具体的な事例を少しく紹介しておきたいと思う。昭和十八年の九月十五日から三日間開かれた真宗本願派における中央協力会議の席上、「真宗の護国性を一層鮮明に顯説せられたし」とする提案を行つた本願寺

派僧侶の西原某は、その趣旨説明のなかで、「一般世間人特に青少年層の人々の多くは真宗教は彼等の生活に縁遠き非現実的な往生成仏の教である。死なば靖國の英靈なりと思惟する者多く、仏教に対する認識不足甚しく疎遠となる傾向ある事を痛感する。惟うに宗教が現下の国民に生きた活力を与えざればそれは骸骨化した宗教であると思う」うんぬんとしている。

ここで「死なば靖國の英靈なり」と思う当時の青少年層が増えつつあることについて、真宗教徒はその教義が非現実なものでないことを明らかにするため努力せよとしている意気は諒とされるが、靖国神社が陸海軍省直轄の神社として、國家権力を背景としたものであることを思えば、これと本格的に対することは好むと好まざるとにかかわらず国家神道との対決に踏み込まざるをえないことを知らねばならない。それは官憲の弾圧を覺悟しなければならないといふのが当時の国内体制であつた。

例えば、昭和十八年十二月に、鹿児島県日置郡串木野町で開かれた戦没者慰靈祭の参加者に向つて、臨濟宗の一僧侶が、「皆さん方は戦死された方の英靈は靖国神社丈に鎮まります」という事を御考になつて居られるだろうが、必ずしも左様なものではない。……戦死者の靈をよく供養していくべき處に送り返す様にしなければならぬ」などと法話したことで、言論出版集会結社等臨時取締法違反として、

罰金百五十円に処せられているのである。

だからこそ本宗でも「靖国神社と菩提寺の墓地とのどちらに夫（息子）の靈は眠っているのか」といった檀信徒からの質問に接し、その返答に苦労するといった事例がいたるところにあった。それに類した松江の一老僧から寄せられた質問と解答が戦前の「日蓮主義」信仰相談欄に掲載されているので、ここに転載し読者の参考に供しよう。

（問）支那事変以来当地方の神職の人達は戦死者のある佛教各宗の檀信徒の者対して、戦死者は靖国神社又は護国神社に神様として祭られ国家守護の神なれば、下つて仏教などで再び葬儀や法事等をする必要はない、却つてそれは國体に背くことになる、宜しく仏壇を改めて神棚を設くべしと云うようなことを申すものあり、為めに非常に檀信徒中には迷つて居るものもあります。

（答）確かに昨年の夏頃でしたが、戦歿者の公葬問題をめぐつてこれを神式に一定すべしということが或る方面より提唱され、これが動機となつて果然神仏抗争が劇しくなりました。……この公葬制度の確立といふことも当然首肯さるべき条理はあるのですが事は国民大多数の信仰に関する重大問題ですから、そう簡単に決定さるべき問題ではありません。……例えば公葬問題の中心点なる靖国神社に神として祭祀されるが故にという議論に対しても、靖国神社に祭祀せらることと、遺骸遺骨を葬

ることは当然区別して考えなければならぬ問題である。……猶また仏教会としては神祇院とこの問題に関して懇談会を開いたことがあり、当時その席上、神祇院では神社を宗教的に如何に解釈しているかとの問い合わせて、神社は宗教ではないという明治初年以来の政府の方針を踏襲しているという答弁があつたそうです。して見ればこの公葬問題は然かく簡単に一定することは出来難い問題であるのです。にもかかわらず地方的には一部の間に未だこの問題に関して神仏抗争が続けられているということは誠に困った問題です。……想うにこの問題は敬神觀念を昂揚せしむる熱意の余りに起つた問題であつて、いささか行過ぎの感がないでもありません。仏教側からいわせれば敬神は宜しい、然しその為めに排仏といふことは行過ぎである、だからそこに摩擦が起り、神仏抗争といふような忌わしい問題が起るのだというのが、これが仏教界の主張です。……近時社会一般の風潮は何事も協力を必要とします。仏教界亦然りです。協力は一つの事業の上になさるべきものです。（事を成すには勿論協力が必要です。況んや大事を成すには大に協力すべきです。然し乍ら安心決定の問題は別です。（他宗も日蓮宗も）何の教えも同じだというような考え方はともすれば悪平等に陥ります）。

ところで、さきの真宗僧侶が述べた死なば英靈と思い、

「仏教に対する認識不足甚しく疎遠となる傾向」についての具体的な事例をしめして見よう。それは昭和十八年に内務省警保局の特高が収集した岡山県玉島での天台宗の寺院住職の発言要旨である。

「仏教界も困ったことになったものだ。戦死者のあつた檀家を訪問すると『私方の息子は靖国神社に祀られているから寺に用事はない。法事もする必要がないから』と読経を断わる者や『神様は聖淨なものだが、お寺は穢れたものを扱うから出入しない』と言う者がいる。甚しいのになると町葬を終ったが最後寺へは絶対に近づく者がある。これららの者は中流以上に多く、下層階級の者は矢張り仏を頼っているようだ。然し小僧もおらず、一人の住職で千以上の檀家を持っていたのでは、信者に納得のいく様な説教もできず、信徒を迷わせる結果になり、勢い仏教は没落していくのではないか」

これに関連した一檀信徒の発言もある。

「自分の長男が戦死して靖国神社に合祀せられ、昨年参拝させて頂いたが、まことに勿体ないことと感じ、皇恩のかたじけなさに感泣している。その際靖国神社から靈舎を頂いたので、戦死者の写真をその中に祀って、朝夕神様として拝んでいる。そんな訳でお寺とは段々縁が遠くなっているが、戦死者の遺族はみんな同じ気持だらうと思う」

職の布教活動の不活発さのなせる業だと批難できないことはない。けれども他面からいえば、靖国神社に参拝するよりも、仏教信仰を深めることの方が理にかなったことだと積極的な説法をすれば「不敬罪」に問われかねないし、両方とも熱心に参りなさいというのでは迫力がなくなるという当時の国内情勢も考慮されなければならないといえる。これはとりもなおざり、特定の宗教に国家権力がつけば、他の宗教の信教の自由は侵かされるか、その布教活動の範囲がいちじるしくせばめられるということの証明にもなるということである。またこの事件がしめしているのは、靖国神社は特定の宗教ではないといちら弁明しても、現実的具体的には、それが権力と結合した宗教として作用するということである。

「岡山県下玉島町は往時より瀬戸内海水路の要衝にして、近時各種工場の建設せられ、新興工業都市として漸次

町勢を拡大し居れる状況なるが、從来より同町民は殆ど仏教信者にして、特に天台宗七寺院の所屬信徒は同町総戸数五千百五十八戸中三千四百七十戸を占め居れる状況なり。

而して同町に於ける満洲事変以来最近迄戦死者は百三十一

名なるところ、内百十八名は前綱天台宗檀家の者なりし為、同宗に対し兎角の風評を生ずるに至りたるが、這間關係住職僧侶等の言動にも亦之等戦死者遺家族の不満を醸釀するものありたるやにて、漸次同宗に対する檀信徒の信仰稀薄となりつたり。一方之等遺家族にして、靖国神社に参拝したる者等は、関係当局の懇切なる取扱ひとと、特に陛下の御親拝を拝して感激し、戦死者を神として祭祀する者多く仏教への関心は逐日低調となり、寺院への応参、喜捨の切下げ、法要の省略等も漸次多きを加ふるに至りたり。而して斯る傾向は、本年度盂蘭盆に於て相当露骨に表顯せられ、檀家千三百四十を有する円乗院の如きは客年盂蘭盆会には参詣者百名余、回向料其の他三百円なりしところ、本年は僅に参詣者九名回向料五十円に過ぎざりし模様にして、其の他の寺院に於ても之に準ずる状況にありたりと」。

これは相当厳しい状況の典型ともいえようし、住職の言動に遺家族の不満を招く要求もあつたというから、住職側にも反省すべき点が存したこととは疑いの余地なしといえ。その中心点は、幕藩体制下で徳川幕府によつて作られ

た寺檀制度をいいことにして、その特権に甘んじようとする態度にあつたといえる。とはいへこれで前述した問題の根深さが免罪されるものではない。

以上、本稿では、宗祖の神祇觀、靖国神社國營化のもつ意味、その政治的背景、神道と仏教とともに本宗教義との関係などという「高度」な問題には余りふれず、敗戦前に起つた末端寺院での現象などを中心とし、いささか國家神道と仏教の関係に新らしい照明をあてたつもりである。もちろん、これを日本国憲法のもとにおける現段階に即していえば、寺院住職は幕藩体制のもと寺請制度によつてはぐくまれてきた寺檀制にあぐらをかいていてはならず、真に衆生とともにある布教活動を活発化しなければならないということになる。その意氣込みを忘れて、葬式は仏教の専売特許のごとく考へるとすれば、それは大きな間違いだといえ